

鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 10 月 1 日

鎌ヶ谷市長 芝 田 裕 美



鎌ヶ谷市告示第 126 号

鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受ける高齢者世帯等に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用の一部を補助する鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、熱中症の予防及び居住環境の向上を図り、もって市民の健康保持及び在宅生活の継続を支援することを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、予算の範囲内において、前条の目的を達成するため、鎌ヶ谷市補助金等交付規則（昭和46年鎌ヶ谷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象高齢者 当該年度の末日において75歳以上である者をいう。
- (2) 住民税非課税世帯 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく当該年度分（4月から6月までの申請にあっては、当該年度の前年度分）の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）均等割及び所得割が課されていない者のみで構成される世帯をいう。
- (3) 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯をいう。
- (4) 中国残留邦人等支援給付世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）を受けている世帯をいう。
- (5) エアコン 住宅用として使用される冷房機能を有する空気調和設備

をいう。

(6) 補助対象住宅 本市内に所在し、第5条に規定する補助金の交付対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）が現に居住する住宅をいう。

(7) 補助対象者 第5条又は第6条に規定する補助対象世帯の世帯主又は当該世帯に属する者のうち、世帯主に代わって申請することについて世帯員の同意を得たものであって、市長が適当と認めるものをいう。

(8) 市に対する債務 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、放課後児童クラブ利用料、市営住宅使用料、補助金返還金その他市長が別に定める債務をいう。

（世帯の認定）

第4条 補助対象世帯の認定に当たっては、住民基本台帳上別世帯である場合であっても、同一住宅又は同一敷地内に居住し、かつ生計を一にしていると認められる者は、同一世帯として取り扱うものとする。

2 市長は、前項の認定に必要があると認めるときは、補助対象者その他関係者に対し、必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

（補助対象世帯）

第5条 補助対象世帯は、申請日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録され、かつ現に市内に居住している世帯であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 住民税非課税世帯であって、対象高齢者を含み、かつ当該世帯に属する者が市に対する債務の履行を怠っていない世帯

(2) 生活保護世帯のうち、エアコン購入又は設置に要する費用について、生活保護法による支給対象とならない世帯

(3) 中国残留邦人等支援給付世帯のうち、エアコンの購入又は設置に要する費用について、支援給付による支給対象とならない世帯

2 前項第2号及び第3号の世帯については、対象高齢者を含むことを要しない。

3 国、地方公共団体その他の団体から同一の経費について補助金、助成金その他これらに類する給付を受ける場合は、対象としない。

4 補助金の交付は、同一世帯につき1回限りとする。

（DV等避難者の特例）

第6条 前条の規定にかかわらず、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待その他これらに準ずるやむを得ない事情により住民基本台帳上の住所地以外の場所に避難し、現に市内に居住している対象高齢者を含む住民税非課税世帯（以下「DV等避難者」という。）であって、市長が補助の必要があると認めるものは、補助対象世帯とみなすことができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする世帯は、避難の事実を確認できる書類その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第7条 市長は、補助対象世帯に属する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金を交付しない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が補助対象として不適当と認める者

- 2 市長は、前項の確認のため必要があると認めるときは、警察その他関係機関に照会することができる。

(補助対象要件)

第8条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 現に居住する住宅において、エアコンが設置されていない、又は設置されているエアコンが故障その他の理由により冷房機能を使用できない状態であること。

(2) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(3) 賃貸住宅に居住する場合にあっては、補助事業の実施について、当該住宅の所有者その他当該住宅について権原を有する者の承諾を得ていること。

- 2 補助金の対象となるエアコンは、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

(1) 壁又は窓枠に固定して設置するエアコン（新品の製品に限る。以下同じ。）であること。

(2) 補助対象住宅に設置するものであること。

(3) 営業の用に供するものでないこと。

(4) 購入後、補助対象者が所有し、現に居住する住宅において継続的に使用するものであること。

- 3 補助金の対象となるエアコンの台数は、1世帯につき1台とする。

(補助対象経費)

第9条 補助対象経費は、補助対象者が現に負担した費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) エアコン本体の購入費

(2) 標準設置工事費

(3) 家電リサイクル料金

(4) 既存エアコンの撤去及び処分に要する経費

- (5) 配送費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める費用
- 2 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。
 - (1) 延長保証料
 - (2) 消耗品の購入費
 - (3) 住宅改修費（標準設置工事費に含まれるものを除く。）
 - (4) 電気料金その他維持管理費
 - (5) ポイント、クーポンその他これらに類するものの利用により値引きされた額に相当する費用
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める費用
- 3 賃貸住宅に備え付けられたエアコンであって、当該住宅の所有者その他当該住宅について権原を有する者が所有し、又は賃貸借契約その他これに準ずる契約により当該者が修繕義務を負うものの修理、更新又は交換に要する費用は、補助対象経費としない。
- 4 補助対象者が自らエアコンの設置、撤去又は処分を行った場合における当該工事等に要した費用は、補助対象経費としない。

（補助金額）

第10条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、10万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、エアコンの購入及び設置に着手する前に、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) エアコンの購入及び設置に係る見積書の写し
 - (2) 賃貸住宅に居住する者にあつては、次のアからウまでの書類
 - ア 住宅の所有者その他権原を有する者の承諾書
 - イ 賃貸借契約書の写し
 - ウ 重要事項説明書の写し
 - (3) 次条第2項に規定する同意書・誓約書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の住民税賦課期日（当該年度1月1日）において本市の住民基本台帳に記録されていない者については、当該年度の課税状況を確認できる課税（非課税）証明書を提出しなければならない。
 - 3 申請者又は同一世帯として認定される者が、高齢、疾病、傷害その他の理由

により自署又は記載することが困難であると市長が認める場合は、代理人による記載をすることができる。この場合において、代理人は、その氏名、申請者との続柄又は関係その他市長が必要と認める事項を記載しなければならない。

4 前項の規定により代理記載を行う者（以下、「代理記載者」という。）は、本人の意思を確認した上で記載しなければならない。

5 市長は、必要があると認めるときは、代理記載の内容について本人又は代理記載者に対し説明を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

6 交付申請の期限は、当該年度の2月末日とする。

（公簿照会等への同意）

第12条 市長は、申請者の要件確認のため必要があると認めるときは、申請者及び同一世帯に属する者の同意に基づき、補助対象の要件（第4条から第8条までの規定に関するものをいう。以下この条及び次条について同じ。）該当性の有無の確認に必要な範囲において、次に掲げる事項について公簿等を閲覧し、又は関係機関に照会することができる。

（1） 住民基本台帳に関する事項

（2） 世帯の状況に関する事項

（3） 課税状況に関する事項

（4） 市に対する債務の納付状況に関する事項

（5） 生活保護又は支援給付の受給状況に関する事項

（6） 前各号に掲げるもののほか、補助対象の要件該当性の有無の確認に市長が必要と認める事項

2 前項の同意は、同意書・誓約書（別記第1号様式別紙）により、申請者及び同一世帯に属する者全員から得るものとする。

（現地調査及び調査協力）

第13条 市長は、補助対象の要件該当性の有無の確認その他補助金の適正な執行のため必要があると認めるときは、職員に補助対象住宅への立入りその他必要な調査を行わせることができる。

2 申請者及びその世帯員は、前項の調査に協力しなければならない。

3 賃貸住宅に係る申請については、当該エアコンが賃貸人の備付設備に該当するか否かを、賃貸借契約書、重要事項説明書その他市長が適当と認める書類により確認するものとする。

4 DV等避難者その他市長が特に必要と認める者については、写真その他の代替手段による確認をもって現地調査に代えることができる。

（交付決定）

第14条 市長は、第11条の規定による申請があったときは、その内容を審査

し、現地調査の結果を踏まえ、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金を交付することを決定したときは、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（概算払）

第15条 市長は、補助事業の円滑な実施のため特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により、前条の規定による交付決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）に対して交付することができる。

2 前項の規定による概算払の対象者は、次の各号のいずれかに該当する交付決定者とする。

（1） 生活保護世帯に属する者

（2） 中国残留邦人等支援給付世帯に属する者

（3） 住民税非課税世帯に属する者であって、預貯金その他の資産の状況又はその他の事情により、補助対象経費を一時的に負担することが困難であると市長が認めるもの

3 概算払額は、交付決定額を上限とする。

4 概算払を受けようとする者は、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金概算払請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

5 第2項第3号に該当する者は、その理由を記載した鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金概算払申立書（別記第4号様式別紙）を概算払申請時に提出しなければならない。

6 市長は、概算払の決定に当たり必要があると認めるときは、資産状況その他の確認に必要な書類の提出を求めることができる。

（交付決定前着手の禁止）

第16条 交付決定者は、第14条の規定による交付決定を受けた後でなければ補助事業に着手してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

（変更承認）

第17条 交付決定者は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金変更承認申請書（別記第5号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更又

は中止を承認するときは、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金変更承認通知書（別記第6号様式）により、不承認とするときは鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金変更不承認通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 市長は、補助事業の中止を承認した場合において、既に概算払その他により補助金を交付しているときは、交付決定者に対し、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 前項の規定による返還については、第24条第2項から第4項までの規定を準用する。

（実績報告）

第18条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 領収書その他支払を証する書類の写し
- （2） 設置後の状況が確認できる写真
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第19条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地確認を行い、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金額確定通知書（別記第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（概算払の精算）

第20条 市長は、第15条第1項の規定により概算払を行った場合において、前条第1項の規定により確定した補助金の額と概算払額との差額を精算するものとする。

2 確定した補助金の額が概算払額を上回るときは、その差額を交付するものとする。ただし、差額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 確定した補助金の額が概算払額を下回るときは、その差額の返還を命ずることができる。

4 前項の規定による返還については、第24条第2項から第4項までの規定を準用する。

（補助金の請求）

第21条 交付決定者は、第19条第2項の規定による通知を受けたときは、鎌

ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、前条第2項の規定による差額の交付を受ける場合について準用する。

（補助金の交付）

第22条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を確認し、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定者が、代理人に補助金の受給を委任したときは、市長は、交付決定者に対して補助金として交付すべき限度において、当該交付決定者に代えて、当該代理人に補助金を交付するものとする。
- 3 前項の規定による交付があったときは、交付決定者に補助金の交付があったものとみなす。

（交付決定の取消し）

第23条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
 - （2） この要綱又は補助金の交付決定の内容に付した条件に違反したとき。
 - （3） 第13条に規定する調査を正当なる理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - （4） 第17条の規定による承認を受けないで補助事業の内容を変更し、又は中止したとき。
 - （5） 補助対象要件に該当しないことが判明したとき。
 - （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（返還命令）

第24条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、第17条第3項の規定により返還が必要となった場合その他この要綱の規定により返還が必要となった場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定により返還を命ずるときは、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金返還命令書（別記第12号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 返還を命じられた交付決定者は、市長が指定する納期限までに返還しなければならない。

4 市長は返還金の納付に当たり、必要に応じて納入通知書を交付するものとする。

(書類の保存)

第25条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第26条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加したエアコン（以下「補助対象財産」という。）について、補助金の交付を受けた日から起算して5年間を経過する年度の末日まで、市長の承認を受けずに、補助対象財産を譲渡し、売却し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、その他補助金の交付目的に反して使用し、又は処分してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を要しない。

(1) 天災その他交付決定者の責めに帰することができない事由により補助対象財産を使用することができなくなったとき。

(2) 補助対象財産が故障し、修理が著しく困難又は経済的に不合理であると市長が認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還その他必要な条件を付することができる。

(期限の特例)

第27条 この要綱に定める申請、請求、報告その他の書類の提出期限の日が、鎌ヶ谷市の休日定める条例（平成元年鎌ヶ谷市条例第19号）に規定する休日に当たるときは、その日前の開庁日を提出期限とする。

2 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、申請期限等を別に定めることができる。

(補則)

第28条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年10月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 7 条から第 2 6 条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

(令和 8 年度における対象高齢者の特例)

3 令和 8 年度における第 3 条第 1 号の対象高齢者は、昭和 2 7 年 4 月 1 日以前に生まれた者とする。

別 記

第1号様式（第11条関係）

鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付申請書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

私は、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金の交付を受けたいので、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 申請者

住 所	〒.....-.....		
(フリガナ) 氏 名	()	電話番号	-.....-.....
		生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年.....月.....日 (.....歳)
		世帯主 との続柄	☐ 本人（世帯主） ☐ 世帯主以外（続柄： ）

2 世帯主（申請者が世帯主以外の場合のみ記入）

住 所	〒273-0..... 鎌ヶ谷市		
(フリガナ) 氏 名	()	電話番号	-.....-.....
		生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年.....月.....日 (.....歳)

3 補助対象世帯の区分

世帯区分	☐ 住民税非課税世帯	☐ 生活保護世帯
	☐ 中国残留邦人等支援給付世帯	☐ DV等避難者特例による申請

4 対象高齢者（当該年度末で75歳以上となる者）

(フリガナ) 氏 名	()	生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年.....月.....日 (.....歳)
---------------	-----	------	--

※生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯については、対象高齢者の記載は不要です。

5 設置予定住宅

設置予定 住 宅	☐ 申請者住所と同じ ☐ 異なる（以下に記入）	住宅区分	☐ 持家 ☐ 賃貸住宅 ☐ その他（ ）
住 所	〒273-0..... 鎌ヶ谷市		

6 エアコンの状況

エアコン の 状 況	☐ エアコンが設置されていない ☐ 設置されているが故障等により使用できない	故障等の 内 容	☐ 冷房機能が作動しない ☐ 異音・異臭等により使用できない ☐ 修理不能と判断された ☐ その他（ ）
購入予定額 （税込価格）	円	購入予定額 内 訳	本体経費：.....円 標準設置工事費：.....円 家電リサイクル料金.....円 既存エアコンの撤去及び処分に要する経費.....円 配 送 費：.....円 そ の 他：.....円
交付申請額	円		
概算払希望	☐ 概算払を希望しない ☐ 概算払を希望する	希望理由	

※概算払を希望する場合は、別途、概算払請求書及び必要書類を提出してください。

7 添付書類

- ☐ エアコン購入及び設置に係る見積書の写し
☐ 賃貸住宅所有者等承諾書（賃貸住宅の場合）
☐ 賃貸借契約書の写し（賃貸住宅の場合）
☐ 重要事項説明書の写し（賃貸住宅の場合）
☐ 課税（非課税）証明書（当該年度1月1日に本市の住民基本台帳に登録がない場合）
☐ 同意書・誓約書（別紙）
☐ その他市長が必要と認める書類
 （ ）

同意書・誓約書

年 月 日

鎌ケ谷市長

様

鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金の申請に当たり、申請者及び同一世帯に属する者は、下記の事項について同意及び誓約します。

【同意事項】

- 1 補助対象要件の確認のため、市が必要な範囲において、次の事項について公簿等を閲覧し、又は関係機関へ照会することに同意します。
 - (1) 住民基本台帳に関する事項
 - (2) 世帯の状況に関する事項
 - (3) 課税状況に関する事項
 - (4) 市に対する債務の納付状況に関する事項
 - (5) 生活保護及び中国残留邦人等支援給付世帯の受給状況に関する事項
 - (6) その他補助対象要件の確認に必要な事項
- 2 DV等避難者として申請する場合は、市が必要と認める範囲で、避難状況の確認を行うことに同意します。
- 3 鎌ケ谷市は、本補助金の交付に伴い、申請者が締結するエアコンに関する契約、それに伴う諸工事及び賃貸借契約に関する事項について、一切の責任を負わないことに同意します。
- 4 鎌ケ谷市職員が訪問調査する際に、必要に応じて自宅の外観・内観を撮影することに同意します。

【誓約・確認事項】

- 1 申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
- 2 エアコンの購入及び設置に要する費用について、国、地方公共団体その他の団体から重複して補助等を受けていません。
- 3 要綱及び市長が付す条件を遵守します。
- 4 虚偽その他不正な行為が判明した場合は、補助金の返還命令等に従います。
- 5 以下の内容について職員から説明を受け、確認した上で、申請します。
 - ☐ 補助金の交付決定後に購入した新品のエアコンに係る経費が補助金の対象となること
 - ☐ 補助金の上限額は、100,000円（千円未満切捨て）であり、上限額を超えた部分については、自己負担となること
 - ☐ エアコンの購入及び設置工事の依頼は、申請者が行うこと
 - ☐ エアコンの購入及び設置完了後、30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告を行わなかった場合、補助金は交付されないこと
 - ☐ エアコンの設置場所は、補助対象世帯が居住する自宅であること
 - ☐ エアコンの設置場所が賃貸物件である場合、補助金の申請前に当該物件の貸主にエアコンの設置について承諾を得ていること
 - ☐ 補助金で購入及び設置したエアコンについて、補助金の交付を受けた日から起算して5年間を経過する年度の末日まで、市長の承認を受けずに譲渡し、売却し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、その他補助金の交付目的に反して使用し、又は処分してはならないこと
 - ☐ 申請者及び同一世帯に属する者は、暴力団員等や暴力団密接関係者ではないこと

【署名欄】（申請者及び同一世帯に属する者全員の自署）

氏名（自署）	代理 記載	代理記載 理 由	続柄	生年月日
	☐ 有 ☐ 無	☐ 高齢 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 入院 ☐ その他		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 _____年_____月_____日（_____歳）
	☐ 有 ☐ 無	☐ 高齢 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 入院 ☐ その他		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 _____年_____月_____日（_____歳）
	☐ 有 ☐ 無	☐ 高齢 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 入院 ☐ その他		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 _____年_____月_____日（_____歳）
	☐ 有 ☐ 無	☐ 高齢 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 入院 ☐ その他		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 _____年_____月_____日（_____歳）
	☐ 有 ☐ 無	☐ 高齢 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 入院 ☐ その他		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 _____年_____月_____日（_____歳）
	☐ 有 ☐ 無	☐ 高齢 ☐ 疾病 ☐ 障がい ☐ 入院 ☐ その他		☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 _____年_____月_____日（_____歳）

【代理記載に関する誓約】

私は、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金の申請に当たり、申請者又は同一世帯に属する者の意思を確認の上、代理記載を行いましたので、記載内容に虚偽がないことを誓約します。なお、虚偽の記載その他不正な行為が判明した場合は、市の指示に従います。

氏 名 （自署）		続柄 関係	生年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 _____年_____月_____日（_____歳）
住 所	〒_____ー_____		電話 番号	_____ー_____ー_____

第 年 月 日 号

様

鎌ケ谷市長



鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付決定通知書

元号 年 月 日付けで申請のあった鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金について、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助対象者

住 所：
氏 名：

2 補助対象住宅

所在地：

3 交付決定金額 金 円

4 交付の条件

- (1) エアコンの購入及び設置（以下「補助事業」という。）は、この通知の日以後に着手すること。ただし、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金要綱第16条第2項の規定により市長が特に必要と認めた場合を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金変更承認申請書（別記第5号様式）を提出し、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金実績報告書（別記第8号様式）を提出すること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存すること。
- (5) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることがあること。
- (6) 市長が必要と認めるときは、現地調査その他必要な調査を行うことがあるため、これに協力すること。
- (7) 概算払を受けた場合において、補助金額の確定の結果、返還金が生じたときは、市長が指定する期限までに返還すること。
- (8) 補助金で購入及び設置したエアコンについて、補助金の交付を受けた日から起算して5年間を経過する年度の末日まで、市長の承認を受けずに譲渡し、売却し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、その他補助金の交付目的に反して使用し、又は処分してはならないこと。

第3号様式（第14条関係）

第 年 月 日
号

様

鎌ヶ谷市長



鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金不交付決定通知書

元号 年 月 日付けで申請のあった鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金について、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第14条第3項の規定により審査した結果、下記の理由により補助金を交付しないことと決定しましたので、通知します。

1 申請者

住 所：

氏 名：

2 不交付の理由

第4号様式（第15条関係）

鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金概算払請求書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

私は、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金について、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入費補助金交付要綱第15条第4項の規定により、次のとおり概算払を請求します。

1 請求者（交付決定者）

住 所	〒.....-.....		
(フリガナ) 氏 名	()	電話 番号	-.....-.....
		生年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年.....月.....日 (.....歳)
世帯区分	☐ 住民税非課税世帯 ☐ 生活保護世帯 ☐ 中国残留邦人等支援給付世帯 ☐ DV等避難者特例による申請		

※住民税非課税世帯に該当する場合は、別紙「概算払申立書」を提出してください。

2 交付決定の内容

(1) 交付決定年月日 元号 年 月 日
 (2) 交付決定通知番号 第 号
 (3) 交 付 決 定 額 金 円

3 概算払請求額 金 円

※概算払請求額は、交付決定額を上限とします。

4 振込先口座

銀行コード		支店コード	
銀 行 名		支 店 名	
口座種別		口座番号	
(カナ) 口座名義			

※原則として請求者本人名義の口座としてください。

別紙（別記第4号様式関係）

鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金概算払申立書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

私は、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金の概算払を受けるに当たり、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第15条第2項第3号及び同条第5項の規定に基づき、次のとおり申し立てます。

1 申立者（交付決定者）

住 所	〒.....-.....		
(フリガナ) 氏 名	()	電話番号	-.....-.....
		生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年.....月.....日 (.....歳)
世帯区分	☐ 住民税非課税世帯 ☐ 生活保護世帯 ☐ 中国残留邦人等支援給付世帯 ☐ DV等避難者特例による申請		

2 交付決定の内容

(1) 交付決定年月日 元号 年 月 日
(2) 交付決定通知番号 第 号
(3) 交付決定額 金 円

3 概算払を必要とする理由（該当するものに☑し、必要事項を記入してください。）

- ☐ 年金収入のみで生活しており、エアコン購入費用を一時的に負担することが困難である。
- ☐ 医療費、介護費その他継続的な支出が多く、一時的に負担することが困難である。
- ☐ 預貯金が少なく、一時的に負担することが困難である。
- ☐ 同居家族の収入減少等により、家計状況が悪化しており、一時的に負担することが困難である。
- ☐ DV等による避難に伴い、生活再建のため、一時的に負担することが困難である。
- ☐ その他（具体的な理由を以下に記入）

第5号様式（第17条関係）

鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金変更承認申請書

年 月 日

鎌ケ谷市長 様

私は、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金について、元号 年 月 日付け鎌高第 号により交付決定を受けた補助事業の内容を変更（中止）したいので、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者（交付決定者）

住 所	〒.....-.....		
(フリガナ) 氏 名	()	電話 番号	-.....-.....
		生年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年.....月.....日 (.....歳)
世帯区分	☐ 住民税非課税世帯 ☐ 生活保護世帯 ☐ 中国残留邦人等支援給付世帯 ☐ DV等避難者特例による申請		

2 交付決定の内容

(1) 交付決定年月日 元号 年 月 日
 (2) 交付決定通知番号 第 号
 (3) 交 付 決 定 額 金 円

3 申請区分等

申請区分	☐ 補助事業の内容を変更する。 ☐ 補助事業を中止する。	補助事業の 実施状況	☐ 未着手 ☐ 一部着手済み ☐ 完了前 ☐ その他
変更又は 中止の内容		変更による 差額の有無	☐ 増額変更あり ☐ 減額変更あり ☐ 変更なし
概算払の 受領状況	☐ 概算払を受けていない ☐ 概算払を受けている	概算払 受領額	金.....円

第6号様式（第17条関係）

第 年 月 日 号

様

鎌ケ谷市長



鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金変更承認通知書

元号 年 月 日付けで申請のあった鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金変更承認申請について、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第17条第2項の規定により審査した結果、次のとおり承認したので通知します。

1 申請者

住 所：

氏 名：

2 当初交付決定の内容

- (1) 交付決定年月日 元号 年 月 日
(2) 交付決定通知番号 第 号
(3) 交 付 決 定 額 金 円 ~

3 承認内容等

承認区分	☐ 補助事業の変更 ☐ 補助事業の中止	変更後の 交付決定額	金.....円
承認内容		概算払 受領額	金.....円
		必要 精算額	金.....円

4 承認条件

- (1) 承認後の補助事業については、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱
その他関係規定を遵守すること。
(2) 補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日
のいずれか早い日までに鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金実績報告書（別記第
8号様式）を提出すること。
(3) 概算払を受けている場合において、補助金額の確定により返還金が生じたときは、市長が
指定する期日までに返還すること。
(4) 事業内容に更なる変更が生じる場合は、あらかじめ鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設
置費補助金変更承認申請書（別記第5号様式）を提出し、市長の承認を受けること。
(5) 市長が必要と認める調査に協力すること。

第7号様式（第17条関係）

第 年 月 日 号

様

鎌ヶ谷市長



鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金変更不承認通知書

元号 年 月 日付けで申請のあった鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金変更承認申請について、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第17条第2項の規定により審査した結果、下記の理由により承認しないことと決定しましたので、通知します。

記

1 申請者

住 所：

氏 名：

2 当初交付決定の内容

(1) 交付決定年月日	元号	年	月	日
(2) 交付決定通知番号		第		号
(3) 交 付 決 定 額	金			円

3 不承認の理由

第8号様式（第18条関係）

鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金実績報告書

年 月 日

鎌ケ谷市長

様

私は、元号 年 月 日付け鎌高第 号により交付決定を受けた鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金について、補助事業が完了しましたので、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 報告者（交付決定者）

住 所	〒.....-.....		
(フリガナ) 氏 名	()	電話番号	-.....-.....
		生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年.....月.....日 (.....歳)
世帯区分	☐ 住民税非課税世帯 ☐ 生活保護世帯 ☐ 中国残留邦人等支援給付世帯 ☐ DV等避難者特例による申請		

2 交付決定の内容

(1) 交付決定年月日 元号 年 月 日
(2) 交付決定通知番号 第 号
(3) 交 付 決 定 額 金 円

3 補助事業の実施内容

設置完了日	元号 年 月 日	概算払の 受領状況	☐ 概算払を受けていない ☐ 概算払を受けている
支払年月日	元号 年 月 日	支払総額 (税込価格)	金.....円
支払総額 内 訳	本体経費：.....円	概算払 受領額	金.....円
	標準設置工事費：.....円	必 要 精算額	(追加交付額) 金.....円 (返還額) 金.....円
	家電リサイクル料金.....円		
	既存エアコンの撤去及び処分 に要する経費.....円		
	配 送 費：.....円		
そ の 他：.....円			
消 費 税：.....円			

第 年 月 日 号

様

鎌ヶ谷市長



鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金確定通知書

元号 年 月 日付けで提出された鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金実績報告書について審査をした結果、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第19条第2項の規定により、次のとおり補助金の額を確定しましたので、通知します。

1 交付決定者

住 所：

氏 名：

2 交付決定の内容

(1) 交付決定年月日	元号	年	月	日
(2) 交付決定通知番号		第		号
(3) 交 付 決 定 額	金			円

3 実績報告の内容

(1) 補助対象経費実績額	金		円
(2) 補 助 金 確 定 額	金		円

4 概算払の状況

(1) 概算払の有無	☐ あり ☐ なし
(2) 概 算 払 額	金 円

5 精算内容等

(1) 精算の必要性	☐ 精算不要 ☐ 追加交付あり ☐ 返還額あり
(2) 追 加 交 付 額	金 円
(3) 返 還 額	金 円

6 今後の手続き

- (1) 概算払を受けていない場合は、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第21条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付請求書（別記第10号様式）を提出してください。
- (2) 概算払を受けている場合で、補助金確定額が概算払額を上回るときは、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第21条第2項の規定に基づき、追加交付分について、鎌ヶ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付請求書（別記第10号様式）を提出してください。
- (3) 概算払を受けている場合で、補助金確定額が概算払額を下回るときは、別途通知する返還命令書に基づき返還手続きを行ってください。

第10号様式（第21条関係）

鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付請求書

年 月 日

鎌ケ谷市長 様

私は、元号 年 月 日付け鎌高第 号により確定通知を受けた鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金について、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第21条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求者（交付決定者）

住 所	〒.....-.....		
(フリガナ) 氏 名	()	電話 番号	-.....-.....
		生年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年.....月.....日 (.....歳)
世帯区分	☐ 住民税非課税世帯 ☐ 生活保護世帯 ☐ 中国残留邦人等支援給付世帯 ☐ DV等避難者特例による申請		
請求区分	☐ 完了払請求（概算払を受けていない場合） ☐ 差額請求（概算払を受けている場合の追加交付）		
請 求 額	金 円		
請求内訳	☐ 補助金確定額の全額 ☐ 補助金確定額（①）と概算払受領額（②）との差額 <差額計算式> ① 円 - ② 円 = 請求額 円		

2 補助金額確定通知の内容

(1) 確定通知年月日 元号 年 月 日
 (2) 確定通知番号 第 号
 (3) 補助金確定額 金 円

3 振込先口座

銀 行 名		支 店 名	
銀行コード		支店コード	
口座種別		口座番号	
口座名義 (カナ)			

※原則として請求者本人名義の口座としてください。

第 1 1 号様式（第 2 3 条関係）

第 年 月 日 号

様

鎌ケ谷市長



鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付決定取消通知書

鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金について、下記の理由により交付決定の全部又は一部を取り消すこととしたので、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第 2 3 条第 2 項の規定により通知します。

1 交付決定者

住 所：

氏 名：

2 当初交付決定の内容

(1) 交付決定年月日 元号 年 月 日

(2) 交付決定通知番号 第 号

(3) 交 付 決 定 額 金 円

3 取消の内容等

取消区分	☐ 交付決定の全部を取り消す。 ☐ 交付決定の一部を取り消す。	取消後の 交付決定額	金.....円
補助金の 交付状況	☐ 未交付 ☐ 補助金の全部又は一部を交付済み	既交付額	金.....円

4 取消理由

☐ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたため。

☐ 要綱又は交付決定の内容に付した条件に違反したため。

☐ 調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したため。

☐ 変更承認を受けないで補助事業の内容を変更し、又は中止したため。

☐ 補助対象要件に該当しないことが判明したため。

☐ その他

(具体的理由)

5 返還手続きについて

すでに補助金を交付している場合は、別途、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金返還命令書（別記第 1 2 号様式）により返還を命ずることがあります。

第 年 月 日 号

様

鎌ケ谷市長



鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金返還命令書

鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金について、鎌ケ谷市高齢者世帯等エアコン購入設置費補助金交付要綱第24条第2項（第17条第3項又は第20条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり返還を命じます。

1 返還対象者

住 所：

氏 名：

2 交付決定の内容

(1) 交付決定年月日	元号	年	月	日
(2) 交付決定通知番号		第		号
(3) 交 付 決 定 額	金			円

3 補助金の交付状況

(1) 交 付 年 月 日	元号	年	月	日
(2) 既 決 定 額	金			円

4 補助金の返還額	金	円
-----------	---	---

5 返還理由

- ☐ 概算払の精算による返還（要綱第20条第3項）
- ☐ 交付決定の全部取消しによる返還（要綱第23条第1項）
- ☐ 交付決定の一部取消しによる返還（要綱第23条第1項）
- ☐ 補助事業の中止承認に伴う返還（要綱第17条第3項）
- ☐ その他要綱の規定により返還が必要となったもの
（具体的理由）

6 返還期限	元号	年	月	日
--------	----	---	---	---

7 留意事項

- (1) 補助金の返還は、別途送付する納入通知書により、上記返還期限までに納付してください。
- (2) 返還期限までに返還が確認できない場合は、督促その他法令等に基づく必要な措置を講ずることがあります。
- (3) 返還額その他本通知の内容に疑義がある場合は、速やかに高齢者支援課へお問い合わせください。